

倉吉市行政区域整備審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市条例第3号

倉吉市行政区域整備審議会条例の一部を改正する条例

倉吉市行政区域整備審議会条例（昭和63年倉吉市条例第26号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員18人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>各地区ごとに自治公民館で構成される組織</u> <u>(これに相当する組織を含む。)</u>の代表 13人以内</p> <p>2・3 略</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、総務部において処理する。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員18人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>自治公民館協議会長</u> 13人以内</p> <p>2・3 略</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、総務部<u>総務課</u>において処理する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。